

「医療安全事始め、 歴史から学ぶ医療安全 その4」

医療安全推進室 室長

新田 雅彦



1. 日本の医療安全の歴史は 「1999年」から始まった その4

第2回と第3回は1999年(平成11年2月11日)に都立広尾病院で発生した薬剤の取り換え事故を取り上げました。今回は、この事故をめぐる刑事裁判と民事裁判の結果を、歴史的事実としてわかりやすく整理します。とくに刑事裁判における、医師法21条の解釈、診療関連死(診療行為に関連した死亡および診療行為の関連が疑われる死亡事例)と司法のかかわりについては、わが国の医療に大きな影響を与えました。あわせて、この裁判がきっかけとなり現在でも続く論点についても触れたいと思います。

2. 民事事件と刑事事件の違い、 そして法的責任

民事事件は、個人間または個人や法人の間で生じる紛争や権利の主張に関わるもので、主な論点は損害賠償や権利の確認です。一方、刑事事件は、国が個人に対して介入し、法律違反となる行為に対し、国が刑罰権を行使する手続きです。つまり、刑事事件の本質は、当事者間の私的紛争の解決ではなく、国が被害者に代わって加害者の刑事責任を追及する点にあります。

このため、被害者への損害賠償そのものは、刑事裁判の目的ではありません。ただし、刑事裁判の判断や事実認定は、その後の民事上の損害賠償請求に影響を及ぼします。

医療過誤に対して病院が負いうる法的責任は、民事責任、刑事責任、行政責任の3つに大別されます。民事責任は被害者に対する損害賠償、刑事責任は国による刑罰、行政責任は免許停止等の行政処分を意味します。

3. 刑事裁判で問われた法的責任

刑事裁判では、看護師に対して業務上過失致死、主治医に対して医師法21条違反、病院長に対して医師法21条違反および虚偽有印公文書作成・同行使が問われました。ここで改めて確認すると、医師法21条は「医師は、死体又は妊娠四月以上の死産児を検案して異状があると認めたときは、二十四時間以内に所轄警察署に届け出なければならない。」と定めています。

看護師2名は、「薬剤の準備時および投与時のそれぞれの確認義務を怠った」として業務上過失致死罪が成立し、有罪が確定しました。主治医については、蘇生中に右腕に色素沈着のような所見があることに気づいており、病理解剖の立ち会いの際にも「異状」と判断できた



医師法 第21条

医師は、死体又は妊娠四月以上の死産児を検案して異状があると認めたときは、二十四時間以内に所轄警察署に届け出なければならない。

とされました。弁護側は、「診療中の死亡には医師法21条は適用されない」と主張しました。しかし、裁判所は、診療中の患者であっても、診療中の傷病以外の原因による死亡の疑いがあり、「異状」が認められる場合には届け出義務があると判断し、有罪が確定しました。また、看護師の申告、右腕の静脈に沿った赤い色素沈着、解剖所見等から、死因が病死や自然死でない可能性を主治医および病院長が認識していたにもかかわらず、死因の記載について病院の協議を経て主治医に指示して虚偽の死亡診断書を作成させたとして、病院長に対して、虚偽有印公文書の作成、同行使罪の成立が認められました。また、検案して異状を認めた医師は、その死因等につき診療行為における業務上過失致死等の罪責を問われるおそれがある場合にも、異状死体に関する医師法21条の届出義務を負うと判断されました。しかし、病院長側は、この判断が、憲法第38条第1項に規定された自己負罪拒否特権(自己に不利益な供述を強要されないとする権利)に反すると主張し、最高裁まで争いが繰り広げられました。最高裁は、死体を検案して「異状」を認めた際、届出義務を負うことにより、死因等について診療行為における業務上過失致死等の罪責を問われるおそれがある場合などの不利益があっても、医師免許に伴う公益上必要かつ合理的な負担として許容されるとし、憲法第38条第1項に違反するものではないと判断し、病院長の有罪が確定しました。

4. 民事事件としての法的責任

遺族は、薬剤の取り違えという医療過誤に加えて、事故後の説明・報告過程に見られた「隠蔽

憲法 第38条第1項

何人も、自己に不利益な供述を強要されない。

体質」が真相究明を妨げたとして、東京都および幹部らを相手取り、総額1億4500万円の損害賠償請求訴訟を起こしました(誤投与した看護師個人は被告とされませんでした)。判決では、東京都・病院長・主治医に対し約6000万円の支払いが命じられました。病院長・主治医はいずれも都立病院の地方公務員であったため、主として病状説明義務違反に限定され、それぞれ数十万円規模の賠償にとどまりました。一方、過失の中心である診療上の注意義務違反については、都立病院職員が公務として行った医療行為中に生じた事例では、国や自治体が賠償責任を負うとする国家賠償法により、賠償の大半を東京都が負担しました。遺族が当事者個人ではなく、組織責任を主軸に追及した点が非常に印象的です。

5. 最後に

この事例を契機に、医療行為と刑事責任の関係、診療関連死と業務上過失致死罪(刑法211条)について、さらに医師法21条における「異状」の解釈などをめぐり、多くの議論を生むことになりました。その後、診療関連死をめぐる議論は医療事故調査制度の創設(2015年)へとつながり、現在の医療安全体制の基盤の一つとなっています。しかし、「異状」の解釈については混乱をきたし、これらの課題は現在も完全には整理されておらず、医療安全と司法の関係をめぐる議論は現在も続いています。今回は、これらの論点について紹介したいと思います。

刑法 第211条

業務上必要な注意を怠り、よって人を死傷させた者は、五年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。重大な過失により人を死傷させた者も、同様とする。